

第1回 (仮称)上牧町まちづくり基本条例策定委員会

日 時 平成22年10月14日(木)
午後1時から

場 所 上牧町役場 3階 委員会室

次 第

1 開会

2 町長あいさつ

3 委嘱状交付

4 委員紹介

5 議 題

(1) 委員長・副委員長の選出について

(2) これまでの経過報告と町の基本的な考え方について

(3) 今後の運営及びスケジュールについて

6 その他

7 閉会

上牧町まちづくり基本条例策定委員会(第1回)議事録

開催日時 平成22年10月14日(木) 午後1時00分～午後2時40分
開催場所 上牧町役場 3階 委員会室
出席者 委員 23名
欠席者 委員 2名
町・事務局 今中町長・企画建設部 松田部長、同部まちづくり推進課 池内課長、
勇川主幹、松井係長、野村主事

1 開会(進行:松井)

- ・議事録作成のための録音機の設置及び広報掲載用の写真撮影につき、全会一致で了承
- ・配付資料等の確認

2 町長あいさつ

- ・住民の皆さまにお約束をさせていただいておりました「まちづくり基本条例」を皆さま方の手で作り上げていただくことにつきまして、時期が大変遅れてしまいましたが、お許しをいただきたいと思っております。
- ・公募による委員といたしまして、募集人数を10名程度としていましたところ、14名の応募があり、応募者の全員に委員をお願いすることとしました。
- ・各種団体代表委員といたしまして8名の方に、議会選出委員といたしまして2名の方に、それぞれ委員をお願いし、ご快諾いただきました。
- ・これから概ね2年間を目途として、条例の素案を策定いただきたいと考えております。大変期間は長いわけではございますが、あせらず、積極的にいろんな意見を出していただき、活発な議論を経て作り上げていただきたいと思っております。
- ・完成した条例素案そのものを評価するというのではなく、住民の代表として皆さま方の手で作り上げていただくということ、皆さまから出された意見や活発な議論など、策定までの過程が大切であると考えております。
- ・この条例が、住民の手で作り上げる初めての条例となります。また、この条例制定の目的でもあります「協働と参画」がこれからのまちづくりに関する行政のあり方であると思っております。
- ・地方を取り巻く状況が激変するなかで、本町のように弱小な自治体がどのようにして生き残っていくのか、どのようなまちづくりが一番いいのか、手探り状態のなかで行政を進めて行かなければならないのが現実であり、そのような状

況にあって、今後は住民の方々に意見や知恵を出していただき、これからの町の姿を住民とともに描いていくことが重要であると考えておりますので、2年間という長い期間ではございますが、委員の方々にはよろしく願いいたします。

3 委嘱状交付

今中町長から委員を代表して、足立委員に委嘱状を交付。

※ 時間の都合上、代表交付とし、以外の委員については、机上に予め配付。

4 委員紹介

第1回目の委員会につき、「一般公募住民委員」「各種団体代表委員」「議会選出委員」の順に事務局から紹介。

本日はやむを得ず欠席されておりますが、「学識経験者委員」の中川先生には、アドバイザーも兼ねていただき、毎回の委員会ではなく、随時ご出席いただき、指導助言をお願いすることとしている。

5 議題

(1) 委員長・副委員長の選出について

【池内課長により進行】

- ・設置要綱第5条第1項の規定による委員長・副委員長の選出（委員による互選）
- ・選出に際しては、委員長・副委員長ともに「推薦」による方法によることが適当であるとの提案があり、全会一致で決定。

「委員長を遠山委員に」、「副委員長を小林委員に」、との推薦がそれぞれあり、全会一致で委員長・副委員長として兩名を選出。

－委員長・副委員長、前の席に移動－

【委員長あいさつ】

- ・「まちづくり基本条例」は、条例自体も大事ですが、制作の過程がとても大事であると思っています。
- ・制作過程のなかで、老若男女を問わず、皆さんが中心となって作っていきななかで、一番若い私が委員長をさせていただくことで、若い世代の住民のまちづくりに関する関心を高めてもらえれば幸いです。
- ・今後、概ね2年間をかけて策定作業を進めることとなりますが、各種団体ご代表の先達の皆さま、議会の先生方、事務局ご担当の方の多大なるご支援、ご協力をいただき、微力ではございますが、委員長としてがんばって

行きたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

【副委員長あいさつ】

- ・ 3年前に片岡台1丁目の自治会長をさせていただいたこともあり、昨年仕事を離れ、時間もできましたので、何か上牧町を少しでもよくするうえで多少なりともお役に立つことができればと、委員に応募させていただきました。
- ・ 副委員長に選任していただいたうへは、皆さま方のご協力により委員長を補佐していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

ー以降、委員長が議長となり議事進行ー

(2) これまでの経過報告と町の基本的な考え方について

【資料－3】により松田部長から報告、説明】

- ・ まちづくり基本条例の制定は、町長の選挙公約のひとつである。
- ・ 県内では、生駒市、大和郡山市において既に制定されている。
- ・かねてから行ってきたまちづくり基本条例制定に関する調査研究を本年度(平成22年度)からは委員会設置に向けて、本格的な検討、準備作業を行い、7月に委員会設置要綱を制定し、8月には委員の一般公募を行い、各種団体及び議会選出委員、学識経験者委員を含めた、別紙【資料－2】の委員構成により委員会を立ち上げ、取り組んでいくこととなった。
- ・まちづくり条例制定の背景として、「地方分権(地域主権)の進展」と「少子高齢化や人口減少化などの社会環境の変化」の2つの要因があり、これらの変化に対応するため、住民がまちづくりに積極的に参画し、住民、議会、行政が協働してまちづくりを進めることが必要となる。
- ・条例の制定に際して、従前は法律に基づき行政主導で、あるいは町独自で行ってきたが、この条例は、住民の皆さまが自らの手で作り上げるという今までにない条例であるということに制定の意義があると考えている。また、さらに皆さま方の意見による議論など、制定までのプロセスにもより意義があると考えている。
- ・十分な議論を行っていただくよう、策定期間を概ね2年間としているが、決して2年間にこだわっているわけではなく、終期を定める方が計画的な委員会の運営に有効であるとの考えによるものである。更なる議論が必要な場合は、期間を延長する等、柔軟に対応していきたい。

(3) 今後の運営及びスケジュールについて

【松田部長から説明】

- ・今後の運営とスケジュールについては、委員会に諮って決定していただくことになる。
- ・次回委員会において、学識経験者委員兼アドバイザーの中川先生からの「まちづくり基本条例」に関する講演を予定している。先生との日程調整と正副委員長との協議により決定し、各委員に開催日時等を通知する。
- ・町として、この委員会は月に1回、2時間程度の開催とする基本的な考えを持っている。

【委員】

- ・具体的にこの委員会をどのように進めていくのか？ 何を議題として、何を議論するのか？ という大まかな枠組み、その際の資料などはどのように考えているのか？ また、全国的に見て2年間は短いと考えるが。

【事務局】

- ・委員会の運営については、中川先生のご意見を参考に委員会において決定いただくということを想定している。資料の準備については、事務局で対応する。

【副委員長】

- ・各委員のまちづくり基本条例に関する知識にはレベル差があるので、ある程度レベルを合わせることを第一歩であると考え。そういう意味からも中川先生の講演を聴くことは実に有効である。
- ・既に制定されているまちづくり条例をインターネット等により、実際に見るなど、個々に条例に関する認識を高めることも大切である。
- ・委員全員による協議では議論が錯綜してしまうので、委員会に部会(分科会)を設け、テーマごとに少人数で議論を進めることが効率的である。

【委員】

- ・次回委員会で予定している中川先生の講演資料(レジュメ等)を事前にいただきたい。

【事務局】

- ・中川先生に日程調整の際に依頼し、事前に入手できれば、委員の皆さまに送付させていただく。

【副委員長】

- ・次々回以降の委員会の開催を個々に定めるのではなく、「第〇週目の□曜日」というように固定すれば、委員の都合をつけやすいのではないかと考える。

【委員】

- ・ 2年間を通じて、ある程度のタイムスケジュールを事務局から示してもらいたい。

【委員長】

- ・ 2年間という限られた時間のなかで完成させるためには、急ぐことも大切だが、委員の足並みを揃えることが、まずは必要になると考える。また、タイムスケジュールの設定(枠組みづくり)については、事務局ではなく、委員会で決めるべきものであると考える。

【委員】

- ・ 鳥取県日吉津村(ひえづむら)の自治基本条例は、規模的にも上牧町と同じくらいのレベルで、この度お世話になる中川先生もアドバイザーとして参画され、すごく分かりやすい条例になっているので、この条例を次回に資料とし各委員に配っていただきたい。

【事務局】

- ・ 事務局でも全国各地の基本条例を既に定めている団体の状況等を研究しており、日吉津村の条例もございますので、早速コピーし、会議終了までに配付する。

【委員】

- ・ 中川先生の講演については、数多くの市町村において、条例づくりに参画されてきた経験や事例を交えて行っていただくことをお願いしたい。

【委員長】

- ・ 中川先生との打ち合わせの際に委員の意見を伝え、希望にそぐうかたちでの講演をお願いする。

【委員】

- ・ 各種団体代表委員、議会選出委員について、それぞれ任期があると思うが、改選等があった場合はどうなるのか？

【事務局】

- ・ 充て職による委員の委嘱なので、後任の者に改めて委嘱させていただくこととなる。

【委員】

- ・ 委員会の開催を月に1回に固定せず、月に1～2回程度というように、柔軟に対応すべきである。委員会の開催日を「第○週目の□曜日」に固定することを基本としながらも、変更も可とするある程度の柔軟さは必要であると考えます。

【副委員長】

- ・委員会開催日の曜日固定を提案したが、3か月間の開催日を曜日固定を基本としつつ、委員の協議により定めるというのもいいのではないか。

【委員】

- ・委員全員が出席できる日に開催するという事は、かなり困難なので、開催日の設定は委員長一任でもいいのではないか。

【委員長】

- ・次回(11月)の委員会については、中川先生の日程を優先して決定することとし、次々回(12月)については、9日(木)、16日(木)のいずれかでどうか？

【事務局】

- ・中川先生の委員会への関わり方については、毎回の委員会に出席いただくのではなく、節目節目に委員会からの要請に基づき出席いただき、必要に応じ指導、助言をいただくこととしている。

【委員】

- ・委員のなかには現役の方もあり、開催曜日を固定するのは結構だが、時には夜間に開催するなど、柔軟な時間設定をすべきである。「曜日固定、平日開催」とすべてを固定するのはいかがなものかと思う。

【委員】

- ・委員会の開催を「平日昼間」にこだわらず、「土・日」「夜間」も視野に考えればよいのではないか。議会が開催される12月は、「土・日」「夜間」の開催で調整を願いたい。

【委員】

- ・平日、昼の開催を希望する。委員全員が出席できる日で調整することは、そもそも困難だし、全員参加を条件とする委員会なんて存在し得ない。

【委員長】

- ・本日この場で、12月の日程の調整ができず申し訳ないが、場所等も勘案し、事務局とも協議をし決定し、後日なるべく早い時期に報告する。

6 その他

○委員会の会議を公開とするか否かの決定について

【委員長】

- ・議事録作成のための録音は、委員会として了承済みであるが、本委員会の会議を公開とするのか、非公開とするのかを委員に諮りたいと思う。
- ・条例の意義や条例制定までの過程が重要であること等を踏まえ、公開にす

べきと考えるが、異議のない場合には挙手を願いたい。【全員挙手】

- ・この委員会の会議は、公開とすることに決定する。

○委員報酬の取扱いについて

【委員長】

- ・町の条例に基づき、本委員会委員に対して報酬が支払われることになっているが、その取扱いについて協議し、委員会の総意として決定したいと考える。

【委員】

- ・町の財政状況を勘案し、条例による規定があるのなら、条例を改正してでも、「報酬なし」としてもらいたい。

【委員】

- ・この委員会に参加するために「ボランティア休暇」を取得している関係上、報酬があると不具合が生じる。

【委員】

- ・条例に規定がある以上、町は支払う義務があるので、基本的には受け取ることとし、その後の対応（町や他の団体への寄付など）は個々に判断すべきと考える。町には支払う義務、委員には受け取る権利があるので、委員の総意として、受け取らないとするのはおかしいと思う。

【委員】

- ・議会議員が、条例に定められた委員会委員の報酬を受け取らないとした場合、公職選挙法に抵触することになる。

【委員】

- ・条例に定められた報酬であるのなら、全員が受け取ることにすればよい。受け取った後の対応は、個々に決めればよいと考える。

【副委員長】

- ・委員会委員報酬については、意見が分かれ、結論が出るに至らないので、法的な解釈を含めて事務局で検討を行ってもらうこととし、結論はその検討結果に基づき次回委員会で協議したいと考える。【全員了承】

【副委員長】

- ・報酬とは別に、策定作業に関する経費（先進地視察等旅費や消耗品費）については、町で負担いただきたい。

【事務局】

- ・町が委嘱した委員会なので、当然のことながら町で負担することとしている。

【副委員長】

- ・策定の過程において、進捗状況等を住民に対して説明する場を作ることを提案する。

【事務局】

- ・議事録のホームページへの掲載、図書館への備え付けにより広く住民に周知することになっている。策定過程の節目節目において、進捗状況等を住民に対し説明する場を設けることも検討したいと考えている。

7 開 会

委員長による閉会宣言により会議終了(午後2時40分)。

※ 次回(第2回)委員会は、中川先生の講演を予定。

日程については、中川先生との調整ができ次第、各委員に通知する。